

# 上尾市議会交際費支出基準

平成14年8月6日  
議長決裁

改正

令和元年 7月25日議長決裁

令和6年 3月29日議長決裁

## 上尾市議会交際費支出基準

### 第1 目的

この基準は、議会交際費の支出対象等を明示することにより、議会交際費の適正な支出を確保することを目的とする。

### 第2 議会交際費

議会交際費とは、市議会の円滑な運営に資するため、市議会を代表して交際を行う上で特に必要であると議長が認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。その執行にあたっては、支出の内容、相手方及び支出額を社会通念上妥当と認められる範囲内にとどめることとする。

### 第3 表意者の範囲

原則として議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、議会事務局長と協議のうえ支出できるものとする。

### 第4 議会交際費の支出区分等

議会交際費の支出区分、支出対象及び支出額は、別表のとおりとする。ただし、宗教的行事、政治的行事、営利等を目的とする行事への支出はできない。

### 第5 その他

- 1 支出額については、地域の慣習等特別な理由により、この基準で定める金額により難い事情がある場合には、議会事務局長と協議のうえ金額を調整できるものとする。
- 2 議会交際費は、その支出内容や金額が市民感情に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、支出区分、支出対象及び支出額についても、適正な執行のために適宜見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 25 日議長決裁）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日議長決裁）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 関係）

支出区分	支出対象	支出額
会費	総会、研修会及び懇親会等で飲食を伴うもの	参加費の額（参加費が決まっていない場合は、1 万円以内で相当と認められる額）
弔慰	別紙 弔慰に関する対応表（上尾市議会）による	
見舞い	病気、災害、事故等	原則として 1 万円以内の額
賛助・協賛	平和・環境活動等の実施する事業に対する賛助及び市民の福利厚生事業等に対する協賛	原則として 1 万円以内の額
その他	上記に掲げるもののほか、市議会の円滑な運営に資するため、議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額